

全国生活衛生・食品安全関係

主管課長会議資料

(生活衛生課分)

平成 29 年 3 月 1 日 (水)

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部生活衛生課

平成 28 年度 全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議

資料目次

- 1 民泊新法及び旅館業法改正について 2
- 2 理容師・美容師の養成制度の見直しについて 3
- 3 生活衛生同業組合活動推進月間の推進について 4
- 4 軽減税率の導入等について 6
- 5 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について 7
- 6 テトラクロロエチレン溶剤対応ドライクリーニング
機における活性炭吸着式回収装置未対応機器の
確認・指導について 8
- 7 火葬場における有害化学物質について 9
- 8 最低賃金の引き上げに向けた対応について 10

1 民泊新法及び旅館業法改正について

経緯等

- 「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）に基づく検討を行うため、厚生労働省及び観光庁を共同事務局とする「民泊サービス」のあり方に関する検討会を同年11月27日に開催し、昨年3月には「中間整理」、同年6月には「最終報告書」が取りまとめられた。
- また、昨年12月には、規制改革推進会議において「旅館業規制の見直しに関する意見」が取りまとめられ、旅館業法等に基づく諸規制に対する見直しが求められた。
- 民泊新法については、国土交通省との共管法として国土交通省を中心に制度設計を進め、旅館業法の一部改正についても「最終報告書」、旅館業界等の意見も踏まえた見直しを行うこととしている。

今後の取組

- 民泊新法及び旅館業法の一部改正法案を今月中に国会に提出することとしている。

都道府県等に対する要請

- 民泊新法及び旅館業法の一部改正による制度の見直しが行われるまでの間については、現行の旅館業法規制の遵守の徹底をお願いする。特に、小規模施設を利用した宿泊サービスについては、昨年の簡易宿所営業の許可基準の緩和等の周知徹底と無許可営業者への指導の徹底を図り、旅館業法の適切な運用が行われるよう、引き続き、関係機関等との連携等に遺漏なきようお願いしたい。

2 理容師・美容師の養成制度の見直しについて

経緯等

- 平成27年6月30日閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、①理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくなるための措置及び②理容師・美容師の養成課程における教育内容や国家試験のあり方について検討することを目的として、平成27年11月13日に「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」を開催し、昨年12月に報告書が取りまとめられた。
- 本年2月17日から理容師法施行規則及び美容師法施行規則等の改正に関するパブリックコメントを募集中。

今後の取組

- 本年3月中に理容師法施行規則及び美容師法施行規則等の改正を行うこととしている。

都道府県等に対する要請

- 改正省令等の施行は、理容師養成施設・美容師養成施設の教科課程の見直しの適用を平成30年4月からと考えており、平成29年度中には各養成施設からの申請等が行われることとなるので、適切な指導等をお願いする。

3 生活衛生同業組合活動推進月間の推進について

従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）により自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 生衛法は、制定後、今年で60年を迎えるが、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にある。そのため、平成23年度から生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して協力をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下「全国生衛中央会」という。）において、平成26年度より毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。

今後の取組

- 月間については、平成26年度の開始より、本年度で3年目の実施であり、今後も継続して実施していく予定である。
- 月間の事業活動目標については、①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する周知広報の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④後継者・若手人材の育成、及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者、行政等の関係機関による連携・対話の推進、の5項目を重点活動項目とした取組を実施しており、内容については随時見直しを行っていく予定である。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、月間の実施に際して、生衛組合及び都道府県生活衛生営業指導センター等より協力依頼があれば、生衛組合等への情報提供や周知広報に係る協力依頼について、ご配慮をお願いする。

生活衛生同業組合活動推進月間の実施について

(平成28年7月7日厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)

✓ 生活衛生同業組合の活動推進等の機運を全国的に高めていく方策

- ・ (一社) 全国生活衛生同業組合中央会による「生活衛生同業組合活動推進月間」の実施。(毎年11月)
- ・ 関係機関や関係団体の連携のもと生活衛生同業組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開。

■5つの重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生活衛生同業組合に関する周知広報の推進
- ③ 生活衛生同業組合を中心としたネットワークの拡充
- ④ 後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤ 営業者、消費者、行政等の関係機関の連携・対話の推進

お願い事項

- 行政、関係機関、関係団体等の連携・協力のもとに、月間の活動の推進が図られるよう、各都道府県等におかれても、今後、生活衛生同業組合及び都道府県生活衛生営業指導センターが実施する月間関連事業について格別の支援等のご協力方よろしくお願いします。
- 各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規営業者をはじめとする管下の衛生組合未加入の事業者に対し、生活衛生同業組合に関し情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関してご配慮をお願いします。

情報提供内容(例)

別添

一 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 一

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に規定される営業です。
(1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
(2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
(3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
(4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

2. 組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

- (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- (2) 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
- (3) 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

- 融資限度額が大きい ○ 貸付期間が長い ○ 金利が低い
- 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
- 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり 等

4 軽減税率の導入等について

従前の経緯

- 消費税率引き上げの時期については、平成31年10月1日からとされ、併せて導入される飲食料品等への軽減税率制度の導入も平成31年10月1日からとなり、また、適格請求書等保存方式の導入についても平成35年10月1日から導入することとなっている。
- 軽減税率制度の主な概要は下記のとおりである。
 - ・対象品目は、飲食料品（酒類及び外食サービスを除く）、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
 - ・適格請求書等保存方式（インボイス方式制度）導入（平成35年10月1日から導入）
 - ・平成31年10月1日から平成35年9月30の間は、区分記載請求書等保存方式での対応
- 消費税及び軽減税率の適用については、政府の取組として、事業者のみならず消費者等への周知等を実施しているが、軽減税率制度の対象品目となっている飲食料品を扱う飲食店営業を含む生活衛生関係営業者についても、今後、消費税引き上げ及び軽減税率制度等の導入に向け、事業者が円滑に対応できるよう周知・広報等を含め対応する必要がある。

今後の取組

- 内閣官房において、関係府省庁連絡会議（大臣級、部局長級、課室長級）が設置されており、各府省庁毎、都道府県単位等での広報・相談施策等の実施、フォローアップ等が行われる予定である。
- 生活衛生関係営業の事業者に対しては、当課の生活衛生関係営業対策事業費補助金及び中小企業庁の補助金等を活用して、都道府県生活衛生営業指導センターにおいて事業者への講習会の開催や相談窓口の設置などの対応をする予定である。

都道府県等に対する要請

- 都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、軽減税率に対する相談事業等を実施することが予想されるため、予算の確保等を含めてご配慮をお願いする。
- また、講習会や相談窓口設置などを行う際に、各都道府県庁においても周知・広報をお願いする。

5 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定について、平成28年度については、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の改訂を平成29年1月13日開催の厚生科学審議会生活衛生適正化分科会において了承いただき、最終的な事務作業を行っている。

都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正の告示後、各組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなるが、各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生活衛生同業組合に対する適切な指導方よろしく願います。

6 テトラクロロエチレン溶剤対応ドライクリーニング機における活性炭吸着式回収装置 未対応機器の確認・指導について

従前の経緯

- クリーニング業におけるドライクリーニング溶剤の使用管理状況については、調査等へのご協力に対する御礼とともに、実態把握及び衛生管理等へのご指導にご尽力いただいているところ。

都道府県等に対する要請

- テトラクロロエチレン溶剤使用のドライクリーニング機器について、排気抑制のさらなる取組として、回収装置の未設置事業者に対し、回収装置の設置または内蔵型機器への更新について、さらなる指導等をお願いする。
- なお、当該機器の設置については、国としても、租税特別措置にかかる公害防止用設備の特別償却制度について、平成29年3月末までの措置を平成31年3月末まで2年延長する方針となったところであり、未設置事業者に対し、延長期間中における早急な設備更新を促すとともに、税制における特別償却制度の利用についても併せて情報提供をお願いする。

7 火葬場における有害化学物質について

これまでの経緯及び対応状況

- 火葬場から排出される有害化学物質については、平成12年3月に「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」がとりまとめられ、都道府県知事等に対して、当該指針も参考としつつ、域内の火葬場経営者等への適切な指導をお願いしているところである。
- また、平成20年度及び21年度厚生労働科学研究費補助金により「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する研究」が実施され、報告書がとりまとめられた。当該報告書においては、火葬場から排出される有害化学物質の実態、炉の構造や維持管理と排出量の関係等についての調査結果とともに、具体的な排出抑制対策及び灰の処理方法等が提言されている。
- 平成22年7月「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書の送付について（平成22年7月29日健衛0729第1号）」において、当該報告書を周知するとともに、「火葬場から排出される灰の処理に当たっては、当該灰に含まれる有害化学物質を定期的に測定し、有害化学物質が多く含まれる場合は、熔融処理や不溶化処理等の報告書に示されている対策も参考として、生活環境保全上支障がないよう適切に処理する必要がある」と留意事項を示し、都道府県知事等に対して、域内の火葬場経営者等への適切な指導をお願いしているところである。

都道府県等に対する要請

- 域内の火葬場経営者等の関係者に対して、引き続き、当該通知等を参考としつつ、火葬場における有害化学物質の排出抑制対策を推進していただくよう、適切な指導をお願いする。
- なお、指導に当たっては、関連する知見を有する環境部局等関係する部局と緊密な連携を図っていただくようお願いする。

8 最低賃金の引き上げに向けた対応について

経緯及び都道府県等に対する要請

- 最低賃金については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指すことが示された。
- 特に宿泊業、飲食サービス業については、最低賃金引上げの影響を受けるとの指摘がされていることを踏まえ、営業許可等の機会における最低賃金に関する周知について協力をお願いする予定である。正式な依頼通知及び周知資料については、後日連絡する。